

## 地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の配置について

### 1. 目的

社会教育法第9条の7第1項に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)を配置する。

### 2. 地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の配置

#### (1) 役割について

地域と学校の連絡調整や情報共有、活動の企画や運営、多様な地域人材を学校とつなぐなど、学校と地域の信頼関係を築きながら、更なる連携・協働活動の推進を図る。

#### (2) 配置体制

区立小中学校全校(30校)に配置予定

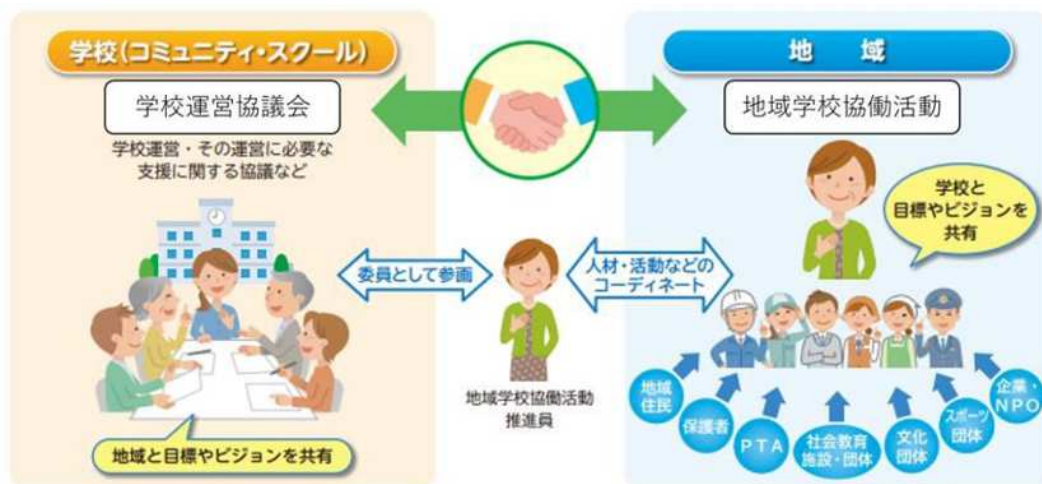
#### (3) 委嘱

教育長決定により委嘱を行う。

#### (4) 予算(地域コーディネーターへの謝礼)

4,414 千円

内訳：報償費(1時間)1,226円×120時間×30校



参考：文部科学省「これからの学校と地域」より